

神奈川県

STOP! 不法投棄

かながわプラごみゼロ宣言

不法投棄は犯罪です！

不法投棄を行うと**5年以下の拘禁刑**もしくは**1,000万円以下の罰金**またはその両方に罰せられる可能性があります。また、**法人として不法投棄**を行った場合には**3億円以下の罰金刑**に処せられる可能性があります。



監視パトロール

神奈川県警ＯＢの監視職が、毎日パトロールを行っています。不法投棄箇所のほか、産業廃棄物の不適正保管場所も対象です。また、定期的に県･市町村･管轄警察署で連携して合同パトロールを行い、情報共有を図っています。

県では不法投棄撲滅のため、不法投棄の監視活動を行っています。



監視カメラ

不法投棄頻発箇所には監視カメラを設置し、２４時間監視しています。過去には、その映像から行為者を特定し、検挙した事例もあり、不法投棄者の特定や不法投棄の抑止に役立っています。

神奈川県資源循環推進課